

minnect AI アシスト利用約款

本約款は、利用者（以下「甲」という。）と株式会社電通総研（以下「乙」という。）又は乙の販売店との間において、本約款を直接又は間接的に参照した契約（以下「本契約」という。）が締結された場合、乙より提供されるサービス「minnect AI アシスト」（以下「本件サービス」という。）の初期設定及び利用に関して適用されるものとし、甲は本約款に従い本件サービスを利用するものとします。

第1条（契約の成立）本契約は、甲から乙又は乙の販売店に対して発行される所定の注文書に対し、乙又は乙の販売店が注文請書を発行した時に成立するものとします。

第2条（定義）

1. 「本件システム環境」とは、乙が本件サービスを提供するにあたり、乙が調達するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア等を意味し、乙が本件サービスのために利用する、日本マイクロソフト株式会社（以下「MS 社」という。）より提供される「Azure」及び「Azure OpenAI Service」（以下「MS 社サービス」という。）、グーグル・クラウド・ジャパン合同会社（以下「Google 社」という。）より提供される「Vertex AI Gemini API」（以下「Google 社サービス」という。）、並びに Anthropic, PBC（以下「Anthropic 社」という。）より提供される「Claude」（以下「Anthropic 社サービス」という。）を含みます。
2. 「プロバイダ」とは、MS 社、Google 社及び Anthropic 社の総称を意味します。
3. 「プロバイダサービス」とは、MS 社サービス、Google 社サービス及び Anthropic 社サービスの総称を意味します。
4. 「本ユーザ」とは、甲が本件サービスを利用することを承認したユーザを意味します。
5. 「利用者データ」とは、甲及び本ユーザが本件サービスを利用することにより、本件システム環境に保存するすべての電子的なデータ及び情報を意味します。
6. 「文字数」とは、甲が本件サービスに入力し、送信する文字数、及び利用者による入力を受けて本件サービスより出力される文字数を意味します。

第3条（本件サービスの内容）

本件サービスは、MS 社「Azure」上に乙が構築し、プロバイダサービスと連携する生成 AI サービスを甲の利用に供するものであり、その詳細及びサービスレベル等については、乙が別途甲に提示する最新の「minnect AI アシスト サービス仕様書」（以下「サービス仕様書」という。）に定めるとおりとします。なお、乙は甲に通知することにより、サービス仕様書の内容を変更することができるものとします。サービス仕様書の変更後に甲が本件サービスを利用した場合、甲は変更内容に同意したものとします。

第4条（本件サービスの提供期間）

1. 本件サービスの提供期間（以下「サービス提供期間」という。）は、本契約上に定められるものとします。
2. 甲は、事前に書面にて乙に通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。本契約が解約された場合においても、解約の事由が明らかに乙の責めに帰する場合を除き、甲は、既支払分の本件サービスの対価の返還を請求し得ないものとし、未支払分の対価がある場合には、これを直ちに乙に支払うものとします。

第5条（本件サービスの利用）

1. 甲は、サービス提供期間中、本件サービスを本契約に定める利用文字数の範囲内において利用することができます。
2. 甲は、本約款の定めに従い、本件サービスを本ユーザに利用させることができるものとします。甲は、本件サービスを本ユーザに利用させるにあたり、本ユーザに対し、本約款に基づき自らが

負う義務を遵守させるものとします。なお、本件サービスの利用における本ユーザの行為は、全て甲による行為とみなされるものとします。

3. プロバイダサービスの利用条件については、次の各号に定めるプロバイダ契約（本項第 3 号に定義）が本約款及びサービス仕様書の定めに優先して適用されるものとします。
 - (1) MS 社サービス：MS 社の所定の「マイクロソフト顧客契約」（<https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement>、又はその後継サイトに掲載）及び「Azure AI サービス」（<https://www.microsoft.com/licensing/terms/productoffering/MicrosoftAzure/MCA#ServiceSpecificTerm>、又はその後継サイトに掲載）（以下総称して「MS 社契約」という。）
 - (2) Google 社サービス：Google 社の所定の「Google Cloud Platform Acceptable Use Policy」（<https://cloud.google.com/terms/aup>、又はその後継サイトに掲載）、「The Data Processing and Security Terms」（<https://cloud.google.com/terms/data-processing-terms>、又はその後継サイトに掲載）及び別紙「Vertex AI Gemini API 利用条件」（以下総称して「Google 社契約」という。）
 - (3) Anthropic 社サービス：Anthropic 社の所定の「Commercial Terms of Service」（<https://www.anthropic.com/legal/commercial-terms>、又はその後継サイトに掲載）（以下「Anthropic 社契約」といい、MS 社契約及び Google 社契約と合わせて「プロバイダ契約」と総称する。）
4. 甲は、本件サービスの利用にあたり、以下の各号の責任を負うものとします。
 - (1) 本約款の定めを遵守すること
 - (2) ID 及びパスワードの適切な管理を含め、本件サービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見したときには、速やかに乙に通知すること
 - (3) 本件サービスを甲自身の事業に供する目的に限定して利用すること
 - (4) 自己の費用において、本件サービスを利用するためのクライアント機器、インターネットブラウザ等のソフトウェア及びインターネット回線等（以下「機器環境」という。）を調達し、維持・管理すること
 - (5) 利用者データを不正アクセス又は不正利用から保護するため、暗号化技術を使用すること、及び定期的に利用者データを本件システム環境以外の場所に保存することを含めて、利用者データの適切なセキュリティ、保護及びバックアップを維持するため自ら必要な措置を講ずること
5. 甲は、以下のことを行ってはなりません。
 - (1) 本件サービスを本ユーザ以外の者に利用させること
 - (2) 本件サービスを、権利侵害、名誉毀損その他の違法若しくは不法な内容を保存若しくは送信するために利用すること
 - (3) 本件サービスを、悪質なコード（ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬等、プログラムの実行やデータの保存に悪影響を及ぼすコードをいう。）を保存若しくは送信するために利用すること
 - (4) 本件サービスの性能を妨害又は混乱させること
 - (5) 本件サービス、本件システム環境又はそれに関連するシステム若しくはネットワークに対する不正アクセスを試みること
 - (6) 前各号に定める他、本約款の定めに違反して本サービスを利用すること
6. 甲は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに乙に通知するものとします。
7. 乙は、本件サービスの利用に関して、甲の行為が第 5 項各号のいずれかに該当するものであること、又は甲の提供した情報（利用者データを含む。）が第 5 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に甲に通知することなく、本件サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第 5 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものと

します。甲の当該行為により、乙が第三者より何らかの請求を受けた場合、次の全ての条件を満たす場合に限り、甲は乙を防御し、敗訴判決又は和解が確定した場合には乙の当該第三者に対する損害賠償金額及び合理的な費用（弁護士費用を含む。）を負担します。但し、乙は、甲の行為又は甲が提供又は伝送する（甲の利用とみなされる場合を含む。）情報（利用者データを含む。）を監視する義務を負わないものとします。

(1) 乙が甲に対し、請求の事実及び内容を速やかに書面にて通知すること

(2) 乙が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、甲に実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、かつこれに合理的に必要な援助をすること

第6条（管理責任者の設定）

甲は、サービス提供期間の開始日までに、本件サービスの利用に係わる管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、その氏名及び連絡先を乙に通知するものとします。

第7条（対価）

本件サービスの利用の対価及びその支払方法は、本契約に定めるとおりとします。

第8条（本件サービスの停止）

1. 以下の各号の場合、乙は本件サービスの提供を停止できるものとします。

(1) 本件サービスに関わる電気設備、通信設備、その他の設備に障害が発生した場合

(2) 電力会社、通信事業者から電力や通信サービスの提供を受けることができなくなり、安定的な本件サービスの提供が困難となった場合

(3) いずれかのプロバイダサービスの提供が中断した場合

(4) 上記の他、合理的な支配を超える天災地変その他の不可抗力事由により、本件サービスの提供が困難となった場合

2. 前項の場合、乙は、3営業日以上予告期間において、電子メール等により管理責任者にその旨通知するものとします。但し、緊急を要する場合には、乙は、事前の通知なく本件サービスを停止することができるものとします。この場合、乙は事後速やかに、管理責任者に電子メール等により報告するものとします。なお、当該停止により甲が損害を被った場合でも、乙は何ら責任を問われないものとし、かつ当該停止期間中であっても利用料は減額されないものとします。

第9条（トラブル発生時の措置）

1. 本件サービスの提供が正常に行えなくなる障害が発生したときは、乙は速やかに管理責任者にその旨を通知するとともに障害の原因調査を行うものとします。

2. 前項の障害が、機器環境に起因する場合、その他甲の責めに帰すべき事由による場合には、乙は管理責任者に対し、その旨を通知するものとし、甲は速やかに必要な対処を行うものとします。

第10条（保証及び責任の範囲）

1. 乙は、サービス仕様に従い本件サービスを提供するものとします。但し、サービス仕様書に定めるサービスレベルについては、本件サービスに関する乙の努力目標を定めたものであり、当該サービスレベルの指標値を下回った場合でも、乙は損害賠償その他如何なる責めも負わないものとします。

2. セキュリティホール（ネットワークを介してのウィルス感染や第三者による不正侵入の原因となるようなソフトウェアのプログラミング上の欠陥を意味するものとします。）については、サービス仕様書に記載されている対策が適切に施されていることのみを乙は甲に対し保証します。なお、乙がサービス仕様書に記載されていないセキュリティホールについての対策を実施したことにより、本件サービスの提供に何らかの影響が生じた場合であっても、乙は責任を問われないものとします。

3. 乙は、本条に定める保証を除き、本件サービスが利用者の要求を満たすこと、本件サービス若しくはその一部が何ら中断されることなく、一切のエラーを伴わないこと、利用者データが安全であり、消失、破損等しないこと、並びに利用者データの正確性、品質、完全性、合法性等を含む、全ての保証を行いません。甲は、本件サービスの欠陥、中断、利用者データの消失等により引き起こされる危険に備えて、バックアップの取得等の適切な予防手段を講じるものとします。
4. 本契約における乙の甲に対する損害賠償限度額は、請求原因の如何にかかわらず、本契約に定める1か月分の利用料相当額とします。又、乙が負う損害賠償の範囲は、直接、現実かつ通常の損害に限定され、特別の事情から生じた損害、逸失利益、及び第11条第2項の場合を除く第三者からの損害賠償請求に基づく損害については免責されるものとします。
5. 甲による損害賠償請求は、当該損害賠償事由の発生日から30日以内に行わなければ請求権を行使することができないものとします。
6. 前二項による責任の制限は、乙の故意又は重過失による場合及び乙のみの責めに帰すべき事由により発生した人身傷害に対する賠償責任には適用されません。
7. 本件サービスのうち「プレビュー版」として提供される機能については、現状のまま提供されるものとし、本条に定める保証は適用されないものとします。
8. 本約款は、本件サービスの提供に関する乙の保証及び責任のすべてを定めたものであることを甲及び乙は確認します。

第11条（知的財産権等）

1. 甲は、本件サービスが乙の財産であり、かつその一切の知的財産権は乙に帰属していることを了解します。
2. 甲による本件サービスの利用が第三者の日本国における特許権、商標権、著作権その他の知的財産権を侵害しているという理由に基づき甲が第三者より請求を受けた場合、次の全ての条件を満たす場合に限り、乙は甲を防御し、敗訴判決又は和解が確定した場合には、第10条の規定に従い、乙の当該第三者に対する損害賠償金額及び合理的な費用（弁護士費用を含む。）を負担します。
 - (1) 甲が乙に対し、請求の事実及び内容を速やかに書面にて通知すること
 - (2) 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、甲に実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、かつこれに合理的に必要な援助をすること
3. 本件サービスが前項に規定されている第三者からの請求の対象となるか、又はそのおそれがあると甲が判断した場合には、甲はその選択と費用負担において、以下のいずれかの措置を講ずるものとします。
 - (1) 甲のために本件サービスを継続して利用できる権利を取得すること
 - (2) 侵害とならないよう本件サービスを変更若しくは他の適切なサービスと交換すること
 - (3) 前二号のいずれの方法も合理的にとり得ないと乙が判断した場合、第10条に従い損害賠償を行った上で、侵害対象となっている本件サービスについて本契約を解約すること
4. 甲が次の各号の一に該当する場合には、乙は本条記載の責任を負わないものとします。
 - (1) 乙所定の稼働環境で利用すれば回避できる場合に、それ以外の稼働環境で本件サービスを利用したことを理由として請求がなされた場合
 - (2) 乙以外の者により提供されたサービス又はソフトウェアを本件サービスとともに結合、操作又は利用したことを理由として請求がなされた場合
 - (3) 甲が本約款に違反して本件サービスを利用した場合
5. 本条は、知的財産権侵害に関する乙の責任の全てを規定したものです。

第12条（プロバイダサービスに関する保証・責任）

前二条の定めにかかわらず、本件システム環境に関する乙の保証・責任は、プロバイダ契約に基づき、乙がプロバイダから取り付けられる保証・責任の範囲内に限られるものとします。

第 13 条（免責）

1. 本契約に関して乙が負う責任は、請求原因の如何を問わず、第 10 条、第 11 条及び第 12 条の範囲に限られるものとし、乙は、以下の各号の事由により甲に発生した損害については、債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変その他の不可抗力
 - (2) 機器環境が乙所定の稼働環境を満たさないことに起因する障害
 - (3) 機器環境にインストール又は実行されているソフトウェア等に起因する障害
 - (4) 利用者データの消失、破損等による損害
 - (5) 機器環境の障害又は本件システム環境までのインターネット回線接続の不具合等甲の接続環境の障害
 - (6) 本件サービスの応答時間等インターネット等の通信回線の性能値に起因する損害
 - (7) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない本件システム環境への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (8) 甲が本約款を遵守しないことに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え、搜索、検証）、犯罪捜査のために通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) ID 及びパスワードの偽装、盗用、不正使用、無権限使用等により発生した損害
2. 乙は、甲が本件サービスを利用することにより利用者と第三者との間で生じた紛争等について、第 11 条第 2 項に規定する場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第 14 条（再委託）

乙は、自らの責任において本件サービスの実施を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託することができるものとします。この場合、乙は再委託先に対し、第 17 条及び第 18 条に基づき乙が負う義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 15 条（権利関係）

本件サービスの利用により本件システム環境上に蓄積された利用者データの権利は甲又は当該データを作成した当事者に帰属するものとします。

第 16 条（利用上の地位の譲渡禁止）

乙の書面による承諾を得ることなく、甲は、本契約に基づき本件サービスを受ける地位を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第 17 条（秘密保持）

1. 「秘密情報」とは、一方当事者（以下「開示者」という。）が他方当事者（以下「受領者」という。）に、口頭又は書面で開示する全ての秘密の情報であって、秘密であると指定されたもの、又は情報の性質及び開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを意味します。但し、秘密情報には、以下の情報は含まれないものとします。
 - (1) 開示者に対する義務違反なく、公知であるか又は公知となった情報
 - (2) 開示者に対する義務違反なく、開示者による情報開示前に受領者が知得していた情報
 - (3) 開示者に対する義務違反なく、受領者が第三者から受領した情報
 - (4) 受領者が独自に開発した情報
2. 開示者が書面で別段の許可をした場合を除き、受領者は、開示者の秘密情報を、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本契約の目的にのみ使用するとともに、第三者に開示、漏洩しないものとします。

3. 前項の定めにかかわらず、受領者は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示が要請された情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対して開示することができるものとします。この場合、受領者は、関連法令に反すること、その他相当の事情がない限り、当該開示前に開示する旨を開示者に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。
4. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとします。
5. 本条の規定は、期限の定めなく前項に基づく次条の適用が存続することを除き、本契約の終了後も3年間に限り有効に存続します。
6. 本条の定めにかかわらず、プロバイダによる利用者データの取扱条件については、プロバイダ契約に定めるとおりとします。

第 18 条（個人情報の取扱いについて）

1. 甲は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。その後の改正を含む。）、その他適用ある法令及びガイドライン等（以下「個人情報保護法等」という。）に従い適法に取得した個人情報に限り、本件サービスにおいて取り扱うことができるものとします。
2. 乙は、甲向けに本件サービスを提供するために必要な場合、又は法令の定め又は権限ある官公署から開示要請への対応のために必要な場合を除き、利用者データに含まれる個人情報に一切アクセスしないものとします。
3. 乙は利用者データに含まれる個人情報について、個人情報保護法等の定めに従い、適切に取り扱います。

第 19 条（本契約の終了）

1. 本契約は、本件サービス提供期間の終了、第 4 条第 2 項、第 11 条第 3 項第 3 号、次条又は第 22 条第 2 項による解約のときをもって、終了するものとします。
2. 本契約が終了した場合、乙は、速やかに本件サービスの利用により本件システム環境上に蓄積された利用者データを消去するものとします。

第 20 条（契約の解約）

1. いずれの当事者も、相手方が本契約又は本約款の各条項のいずれかに違反し、相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、なおその期間内に是正しないときは、本契約を解約することができます。
2. 乙の責めに帰さざる事由により乙が利用する通信事業者と乙との間の契約が終了した場合、プロバイダによる本件システム環境のサービス提供が終了した場合、又は重大なセキュリティホールが判明し、当該セキュリティホール対策が困難と乙が判断した場合、その他乙の責めに帰さざる理由により本件サービスの提供が不可能となった場合、乙は、甲に何ら責任を負うことなく本契約を解約することができます。
3. いずれの当事者も、相手方が以下の各号の一に該当した場合には、事前に何らの通知催告をすることなく、本契約を解約することができます。
 - (1) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (2) 差押、仮差押又は競売の申し立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けた場合
 - (3) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがあったとき、若しくは、清算にはいった場合
 - (4) 解散若しくは営業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
4. 本条第 1 項及び第 3 項の規定は、解約事由を生じさせた当事者に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第 21 条（本約款の変更）

1. 乙は、本約款について、必要に応じて全部又は一部を変更する場合があります。この場合、変更が甲を含む本件サービスの利用者の一般の利益に適合し、又は変更が本約款の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性等の事情に照らして合理的なものと認められる場合には、変更後の本約款及び効力発生日について、事前に乙が運営するウェブサイトで周知することにより、本約款を変更することができるものとします。
2. 本約款の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本約款の適用について、甲の同意を得るものとします。

第 22 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、本契約成立日時点において、互いに相手方に対し、自己又は自己の役員若しくは経営に実質的に関与している使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「暴力団等」という。）ではないこと及び暴力団等の維持又は運営に協力又は関与していないこと、並びに自己の経営に暴力団等が関与していないことを表明し、保証します。
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合、相手方に対する何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - (1) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞、業務妨害行為、名誉・信用の毀損、不当要求行為などの行為をした場合
 - (2) 役員若しくは経営に実質的に関与している使用人が、暴力団等であることが判明した場合又は暴力団等の維持又は運営に協力若しくは関与していることが判明した場合、あるいは自己の経営に暴力団等が関与していることが判明した場合
3. 前項に基づく解約権を行使した当事者は、当該解約により相手方に損害が生じても、これによる損害賠償責任を一切負わないものとします。

第 23 条（不可抗力）

支払時期が到来した支払義務の履行を除き、甲及び乙は、天災地変、労働争議、暴動、戦争行為、法令の制定・改廃、サイバー攻撃、その他その合理的支配を越える事由により本契約上の義務の履行が遅滞又は不可能となった場合、それにより相手方に生じた損害については免責されるものとします。

第 24 条（完全合意）

本契約及び本約款は、本契約の締結日現在における甲及び乙の合意のすべてを規定したものであり、本契約締結前に甲と乙との間でなされた協議、相手方に提供された資料、その他の申し入れ等の内容が本契約及び本約款と矛盾する場合には、本契約及び本約款の定めが優先するものとし、甲と乙間の唯一の合意を構成するものとします。

第 25 条（管轄裁判所）

本契約及び本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条（協議）

本契約又は本約款に定めのない事項、又は解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が信義誠実の原則に従って協議し、定めるものとします。

以上

Vertex AI Gemini API 利用条件

以下の Google 社所定の条件は、「甲」を「Customer」、「Google 社サービス」を「Services」、「利用者データ」を「Customer Data」としてそれぞれ読み替えて適用されるものとします。なお、Google 社は Google 社サービス及び Google 社契約をいつでも改定することができるものとします。

1. 禁止事項

Customer will not: (a) copy, modify, create a derivative work of, reverse engineer, decompile, translate, disassemble, or otherwise attempt to extract any of the source code of the Services (except to the extent such restriction is expressly prohibited by applicable law); (b) sell, resell, sublicense, transfer, or distribute the Services; or (c) access or use the Services: (i) for High Risk Activities (activities where the failure of the Services could lead to death, serious personal injury, or severe environmental or property damage); (ii) in a manner intended to avoid incurring Fees; (iii) for materials or activities that are subject to the International Traffic in Arms Regulations (ITAR) maintained by the United States Department of State; (iv) in a manner that breaches, or causes the breach of, Export Control Laws (all applicable export and re-export control laws and regulations, including (i) the Export Administration Regulations (“EAR”) maintained by the U.S. Department of Commerce, (ii) trade and economic sanctions maintained by the U.S. Treasury Department’s Office of Foreign Assets Control, and (iii) the International Traffic in Arms Regulations (“ITAR”) maintained by the U.S. Department of State); or (v) to operate or enable any telecommunications service or to place or receive calls from any public switched telephone network.

2. 利用者データの取扱条件

- (1) Google will only access or use Customer Data to provide the Services ordered by Customer and will not use it for any other Google products, services or advertising.
- (2) Customer retains all intellectual property rights in Customer Data.

<The remainder of this page is intentionally left blank.>